

# 「発達障害」について知ってください

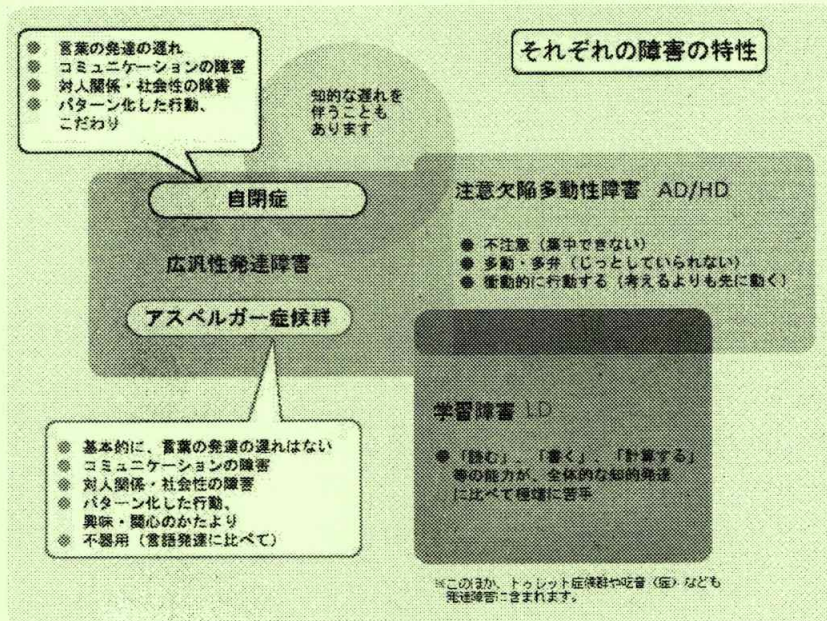
## 発達障害とは

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」においては、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

発達障害は、日常生活を送る上で、客観的に判断されにくいことから、周りに「本人の努力不足、怠け」、「親の愛情不足、育て方の問題」と誤解されることが多くあります。

そのため、本人にとって不利な状況に追い詰められ、不登校、引きこもりなど二次的な障害が発生する場合があります。

早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育等の必要な支援や環境の調整が行われることが大切です。



発達障害者情報・支援センターHPから引用

## お子さんが発達障害かと思ったら

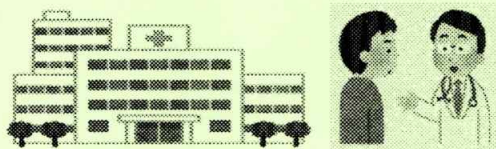
子どもには生まれ持った気質や特性（個性）があります。しかし、それが日常生活に支障をきたすほどの「育てにくさ」を感じるものであれば、発達障害の可能性も考えられます。

発達障害は、早期に発見し、子どもに合った対応をすることによって、子どもが生活しやすくなり、よりよい発達を促進することができます。

また、発達障害に限らず、お子さんの成長や発達について気になることや心配なことがある場合は、一人で悩まずに相談窓口にご相談してみましょう。

## お子さんが発達障害かどうか知りたい

発達障害かどうかの診断は、医師（精神科、心療内科、小児科）が行います。医療機関の情報につきましては、下記ホームページを参考にしてください（QRコードからもアクセスできます。）。



なお、発達障害かどうかを診断する際には生育歴が重要な情報となります。あらかじめ相談したいことについて整理して、今困っていることはどんなことか、メモに書いておきましょう。

広島県HP「発達障害の診療を行っている医療機関リスト」  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryoukikanrisuto.html>

